

別表(第2条関係)

補助事業名	燃料電池自動車用水素ステーション整備費補助事業
補助事業の目的	自動車からの排出ガスの低減による大気環境の改善及び地球温暖化対策のため、燃料電池自動車(FCV)の普及を促進している。燃料電池自動車に不可欠な水素ステーションの整備促進を図るため、県内に水素供給設備を導入する事業に要する経費を助成することにより、FCVの普及拡大を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	経済産業省が行う燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業の補助事業者である、一般社団法人次世代自動車振興センターから補助金交付決定を受け、県内に定置式水素供給設備を導入する法人または個人事業者。
補助事業の対象となる経費	一般社団法人次世代自動車振興センターが定めた「燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)交付規程(平成31年4月)」に相当する経費及び、別に定める補助事業の実施に伴う附帯工事等に要する経費 ※補助対象経費に消費税及び地方消費税等は含まない。
補助率	
補助金の額	補助事業の対象となる経費から経済産業省補助金交付額及び80,000千円を差し引いた金額とし、その上限額は50,000千円とする。
適用除外する条項	
その他の事項	

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条 (交付申請)	(添付書類) 1 法人の場合:登記簿謄本又は現在事項(又は履歴事項)全部証明書(発行から3か月以内のもの、写し)、財務諸表(直近2か年分) - 個人事業者の場合:運転免許証、写真付住民基本台帳カード、パスポートのいずれかの写し、並びに確定申告書B(直近2か年分)又は銀行の当座預金口座開設に関する証明書(発行から3か月以内のもの、写し) 2 申請する施設に係る設備の仕様書 3 対象設備の設計図面 4 周辺地図 5 経済産業省補助金の交付申請書(写し) 6 上記1～4以外の経済産業省補助金の交付申請に係る書類一式(写し) 7 経済産業省補助金の交付決定通知書(写し) 8 その他知事が必要と認める書類
	(指定期日)別に指定する日
第7条第1項 (事業の変更承認)	(軽微な経費配分の変更) (軽微な事業内容の変更)
第8条第1項 (交付決定額の変更)	(添付書類)第3条の添付書類に準じる。 (指定期日)変更することが決まった後すみやかに
第9条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項)
第11条 (実績報告)	(添付書類) 1 請求書(写し) 2 請求明細書(写し) 3 領収書(写し)又は金融機関発行の振込証(写し) 4 高圧ガス保安法に基づく製造施設完成検査証の写し等当該設備の完成を証する書類の写し 5 取得した設備の写真 6 完成図書 7 行程表 8 経済産業省補助金の実績報告書(写し) 9 上記1～7以外の経済産業省補助金の実績報告に係る書類一式(写し)

	10 経済産業省補助金の額確定書(写し) 11 市町の負担を証する書類(補助金交付決定通知書の写し) 12 その他知事が必要と認める書類
	(指定期日) 事業完了後30日以内又は令和3年4月9日のいずれか早い日
第19条第1項 (財産処分の制限)	(処分制限期間) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間によるものとする。